住所　横浜市泉区白百合１丁目14番９号
チャン・ティ・パン　昭和49年９月20日生
住所　愛知県豊川市市田町御所ケ谷津18番地
徐治恵　昭和55年１月13日生
住所　名古屋市中区栄５丁目11番35号
ジョセフィーン・デ・レオン・タキカワ　昭和44年９月22日生
住所　石川県金沢市みどり２丁目48番地
金幸子　昭和26年４月15日生
住所　石川県金沢市黒田１丁目229番地４
李繁基　昭和56年５月26日生
住所　三重県四日市市万古町５番６号
丁昊　昭和62年２月17日生
住所　福岡市城南区田島４丁目24番40―403号
馬岩　昭和59年８月25日生
住所　埼玉県新座市野寺４丁目11番30号
崔美愛　昭和49年７月30日生
住所　埼玉県和光市下新倉４丁目10番72号
チエミ・カイヅカ　平成４年３月６日生
住所　埼玉県川越市大字砂56番地21
柴維東　昭和54年２月10日生
柴一暉　平成15年４月28日生
住所　埼玉県吉川市美南４丁目18番地２
宋明憲　平成元年２月３日生
住所　広島県山県郡北広島町政所532番地１
陳桂萍　昭和42年３月３日生
住所　滋賀県近江八幡市堀上町337番地７
ランヤ・アリ・サイード・アブド　昭和57年９月６日生
住所　東京都世田谷区代沢３丁目１番６号
金隆太　平成３年12月13日生
住所　東京都稲城市大丸493番地
王語　昭和52年１月５日生
住所　神戸市中央区生田町２丁目２番17―306号
林美芳　昭和61年６月13日生
住所　神戸市長田区神楽町６丁目７番７号
昌鎬　昭和40年１月23日生
尹和美　昭和43年９月12日生
大彌　平成７年10月25日生
朱純　平成９年３月17日生
琴花　平成13年９月29日生
住所　兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目３番４号
薛葵　昭和48年７月25日生
住所　兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番６―703号
薛水映　昭和49年10月31日生
住所　兵庫県西宮市中須佐町９番８―701号
朴智香　昭和48年８月18日生
朴昌弘　昭和52年10月２日生
住所　兵庫県伊丹市寺本４丁目77番地
李静子　昭和52年10月30日生
住所　兵庫県尼崎市三反田町３丁目６番23―203号
裵裕美　昭和52年11月14日生
住所　兵庫県尼崎市大庄西町２丁目21番８号
梁秀政　昭和41年６月14日生
住所　山口県下関市東大和町１丁目５番42号
金貴子　昭和34年１月25日生
住所　東京都大田区大森西３丁目４番16号
林秀明　昭和53年５月７日生
趙章雄　平成11年５月31日生
住所　静岡県掛川市下俣南２丁目４番21号
ホセ・ルイス・ゴンザレス・ヤギ　昭和37年１月３日生
ミラグロス・デル・ピラル・ヒグチ・マルヤマ・デ・ゴンザレス　昭和45年10月15日生
トム・ホセ・ゴンザレス・ヒグチ　平成10年３月25日生
アラシ・ルイス・ゴンザレス・ヒグチ　平成19年５月18日生
住所　大阪府箕面市粟生外院１丁目17番１―1106号
蔡久子　昭和39年１月28日生
住所　大阪市淀川区西三国３丁目11番37号
李元助　昭和29年６月29日生
蔡忍　昭和33年１月22日生
李智子　昭和56年５月５日生
住所　大阪府東大阪市足代３丁目12番18号
李恭樂　昭和45年11月11日生
張英美　昭和50年６月21日生
李侊司　平成15年５月14日生
李和奈　平成19年３月13日生
住所　大阪府東大阪市岸田堂西２丁目３番15号
朴玉兆　昭和48年７月12日生

○外務省告示第四百四十一号

平成二十八年十一月二日にアクラ（ガーナ）で、モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画のための贈与に関する平成二十五年六月十日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「五十六億八千九百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　梅津茂在リベリア臨時代理大使（ガーナにて兼轄）
リベリア側　ムス・ジャトゥ・ルレ在ガーナ・リベリア臨時代理大使
平成二十八年十一月十六日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百四十二号

平成二十八年十一月三日にアビジャンで、コートジボワール共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　川村裕在コートジボワール大使
コートジボワール側　アブダッラー・アルベール・トワケス・マブリ外務大臣
平成二十八年十一月十六日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百四十四号

平成二十八年十一月三日にアビジャンで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　川村裕在コートジボワール大使
コートジボワール側　アブダッラー・アルベール・トワケス・マブリ外務大臣
平成二十八年十一月十六日
外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十一月十六日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字竹原字児佐江一五一の五（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字渡内五四八一・五四八四の一・五四八六の一・五四八六の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十一月十六日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字竹原字児佐江一五一の五（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産大臣　山本　有二